

特定路外駐車場の届出について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条及び12条、省令第2条から第4条関係

特定路外駐車場※を設置するときは、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合させ、あらかじめ、その旨を届け出る必要があります。

なお、駐車場法第12条の規定による届出をするときは、省令で定める書面（第2号様式）を添付して届け出てください。

特定路外駐車場の届出チェックシート

駐車場名		チェックシート作成者（氏名、連絡先、法人の方は部署名も記載してください）
		（電話 - - ）
路外駐車場移動等円滑化基準		次の各項目の基準を満たしていることを確認し、□にレ点チェックをしてください。
車いす使用者用駐車施設 （省令2条）	<input type="checkbox"/> （ 箇所）	幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設を一以上設けているか
	<input type="checkbox"/>	車いす使用者用駐車施設の表示をしているか
	<input type="checkbox"/>	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「移動等円滑化経路」）について、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
移動等円滑化経路 （省令3条）	<input type="checkbox"/> （ 箇所）	移動等円滑化経路を一以上設けているか
	<input type="checkbox"/> （段 無・有）	移動等円滑化経路上に段を設けていないか（傾斜路を併設する場合を除く）
	<input type="checkbox"/> （ cm）	出入口の幅は、80cm以上あるか
	<input type="checkbox"/> （ cm）	通路について、幅は120cm以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか
	<input type="checkbox"/> （ cm）	段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設する傾斜路の幅は90cmあるか
	<input type="checkbox"/> （ / 以下）	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の勾配は、1/12以下となっているか （ただし、高さが16cm以下の場合は、1/8以下）
	<input type="checkbox"/> （ cm）	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の高さが75cm超える場合（勾配が1/20以下の場合を除く）、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けているか
特殊の装置（省令4条）	<input type="checkbox"/>	特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があるか

※ 特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう（なお、道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く）。